

発委第11号

令和2年12月21日

北栄町議会議長 前田栄治様

提出者 北栄町議会総務教育常任委員会
委員長 田中精一

地方消費者行政の拡充のため、地方消費者行政強化交付金の拡充を求める
意見書の提出について

地方自治法第109条第6項並びに第7項及び会議規則第14条第3項の規定に
より、上記の議案を提出する。

理由

地方消費者行政の充実は不可欠である。

地方消費者行政の拡充のため、地方消費者行政強化交付金の拡充を求める 意見書

昨今、インターネットによる取引環境の発展を受け、電子商取引による消費者トラブルが増加している。また、新手の架空請求をはじめ、昨今個人情報の流出事案の発生が相次ぐなど、消費者をめぐる状況はめまぐるしく変容し、消費者行政への期待と役割は、日に日に大きくなっている。

消費者行政の最前線は、それを担う各市町村や自治体である。消費者問題に対し、消費者の立場に立って相談を受け、事業者との間に立ち、様々な問題を解決する上で、地方消費者行政の役割は重要で、消費者が真に安全で安心できる消費生活を送るために、地方消費者行政の充実は不可欠である。

平成20年に閣議決定された「消費者行政推進基本計画」においても、地方公共団体の消費生活相談窓口を、全ての消費者が相談できる一元的な相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築することや、地方の消費者行政を抜本的に強化することが必要であるとされた。また、国は相当の財源確保に努めることとされ、P I O-N E T (パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム) 等を強化して国と地方の連携を強化することや、地方交付税上の措置等を検討することが示されている。消費生活相談員の数を確保して相談の質、水準を向上させることは、消費者の権利擁護のためには不可欠である。

現在、消費者行政に係る職員数は、まだ十分とはいえない現状にある。消費者からの相談に的確に対応するためには、相談員の相談対応能力、法知識など、専門性の向上も不可欠である。国の補助、主催による定期的な研修機会の充実や、相談職員の人員確保・相談体制強化のため、地方自治体の消費者行政に対する「地方消費者行政強化交付金」の拡充をなされるよう、本議会として強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月21日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣・消費者庁長官・内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)・
衆議院議長・参議院議長